

平成25年3月

平成24年の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部
暴力団対策課
企画分析課

平成24年の暴力団情勢 目次

1	平成24年における主な暴力団情勢とその対策	1
2	暴力団その他反社会的勢力の情勢	1
(1)	暴力団構成員等の状況	1
(2)	主要暴力団の動向	2
ア	山口組の動向	2
イ	住吉会の動向	3
ウ	稲川会の動向	3
(3)	暴力団以外の反社会的勢力の情勢	3
ア	総会屋・会社ゴロ等の状況	3
イ	社会運動等標ぼうゴロの状況	4
3	暴力団犯罪の検挙状況等	5
(1)	全般的検挙状況	5
(2)	主要3団体に係る犯罪の検挙状況	9
(3)	山口組・弘道会に対する集中取締り	9
(4)	事業者襲撃等事件の発生状況等	11
ア	事業者襲撃等事件の発生状況	11
イ	対立抗争事件の発生状況	12
ウ	事業者襲撃等事件及び対立抗争事件への対策	13
(5)	銃器発砲事件の発生状況	14
(6)	拳銃押収丁数	15
(7)	組織的犯罪処罰法(加重処罰関係)の適用状況	15
(8)	資金獲得犯罪の検挙状況	16
ア	24年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	16
イ	組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係)の適用状況	17

ウ	伝統的資金獲得犯罪	18
エ	企業活動を利用した資金獲得犯罪	20
オ	企業対象暴力及び行政対象暴力	21
カ	金融・不良債権関連事犯	22
4	暴力団対策法の施行状況等	23
(1)	指定状況	23
(2)	行政命令の発出状況	23
ア	中止命令	23
イ	再発防止命令	24
ウ	防止命令	25
エ	禁止命令	25
オ	事務所使用制限命令	26
(3)	命令違反事件の検挙状況	26
5	改正暴力団対策法の成立及び施行	29
(1)	成立までの経緯	29
(2)	改正法の概要	29
(3)	改正法の施行状況	32
6	暴力団排除条例の施行状況等	32
(1)	条例の制定及び施行	32
(2)	条例の適用状況	32
ア	勧告事例	32
イ	検挙事例	33
7	暴力団排除の推進	33
(1)	公共部門における暴力団排除	33
ア	公共事業等からの暴力団排除	33

イ	各種業法による暴力団排除	35
ウ	その他公共部門における暴力団排除	35
(2)	民間部門における暴力団排除	36
ア	企業活動からの暴力団排除	36
イ	証券取引における暴力団排除	36
ウ	金融機関の取引における暴力団排除	36
エ	中小企業等における暴力団排除	37
オ	プロスポーツ界における暴力団排除	37
カ	祭礼・露店からの暴力団排除	37
キ	その他民間部門における暴力団排除	37
(3)	地域・住民による暴力団排除	38
ア	損害賠償請求等に対する支援	38
イ	事務所撤去運動に対する支援	38
(4)	暴力団排除活動に対する支援	39
ア	保護対策の強化	39
イ	暴力団情報の提供	39
	トピックス 県と警察が連携した暴力団への課税対策の推進	39
(5)	暴力団相談の受理状況	40
(6)	暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況	40
(7)	都道府県暴力追放運動推進センターによる公益 法人制度改革への対応	40
8	東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除等の対策	41
(1)	警察庁における対応状況	41
(2)	被災3県警察における対応状況	41
(3)	復旧・復興事業に関連した犯罪の取締り状況	41

1 24年における主な暴力団情勢とその対策

24年は、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が20件、対立抗争に起因する不法行為が6回発生した。これらの事件では、その多くにおいて、銃器や手りゅう弾が用いられており、事業者はもとより、地域社会に対する大きな脅威となっている。特に、福岡県においては、これらの事件の多くが発生している上、4月には、暴力団犯罪捜査に従事していた元警察官が銃撃されて負傷する殺人未遂事件が発生したほか、6月には、ロケットランチャー様のものと多数の拳銃が押収されている。さらに、8月以降は、北九州市を中心として、暴力団員の立入りを禁止する標章を掲示した飲食店を対象に、経営者を刃物で切り付ける事件や、電話で脅迫する事件が連続して発生するなど、極めて厳しい情勢にある。

このような暴力団情勢を踏まえ、2月、国会に暴力団対策法の一部を改正する法律案が提出され、7月の衆議院本会議で原案どおり可決、成立し、10月から施行された。

また、福岡県においては、全国の都道府県警察からの機動隊や捜査員の派遣、福岡県警察を始めとする北部九州4県警察の暴力団対策に関する協定の締結等により、取締りや警戒活動等の対策を一層強化しており、6月及び12月には、福岡県警察が、工藤會傘下組織組員らによる拳銃使用の事業者襲撃等事件を検挙している。

このほか、最大の暴力団である山口組とこれを支える弘道会に対する全国警察が一体となった取締りを引き続き推進するとともに、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に従事する者等に対する暴力団情報の提供と保護対策の強化等に取り組んでいる。

2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

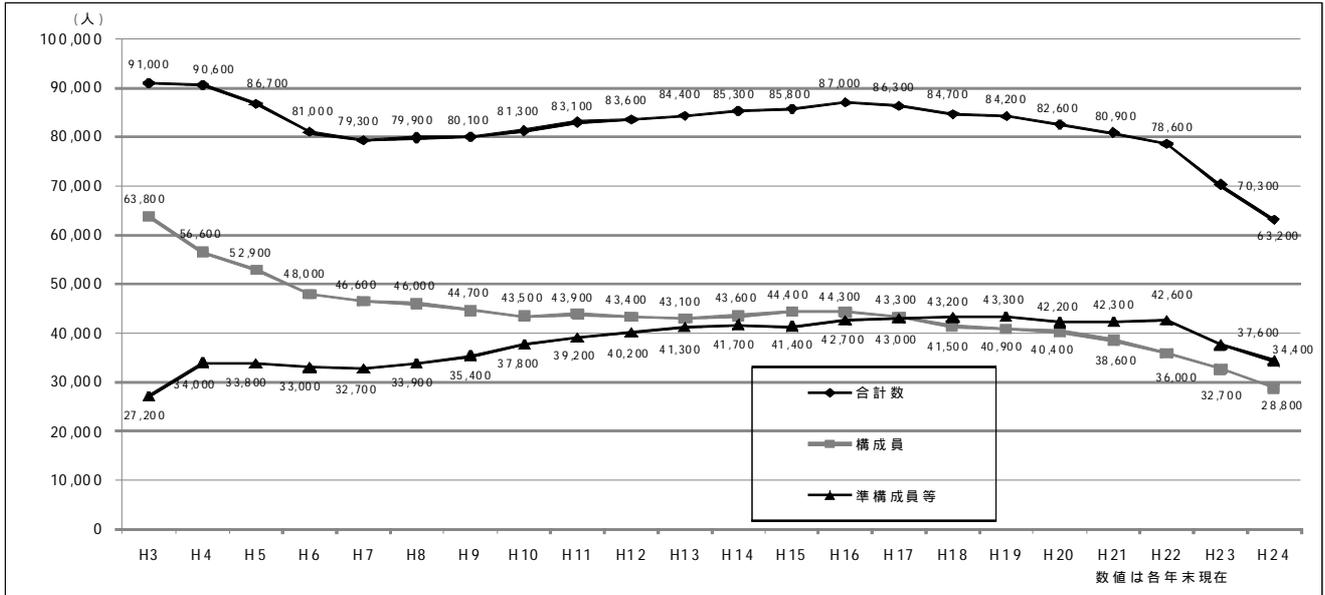
(1) 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」という。）の数は、16年以降減少傾向にあるところ、24年末現在63,200人^注で、前年に比べ7,100人減少し、前年に続き暴力団対策法施行後の最少人数を更新した。うち、暴力団構成員の数は28,800人で、前年に比べ3,900人減少し、7年連続で暴力団対策法施行後最少を更新した。準構成員等の数は34,400人で、前年に比べ3,200人減少した（**図表1-1**）。

また、主要3団体（山口組、住吉会及び稲川会）の暴力団構成員等の数は45,800人（全暴力団構成員等の72.5%）で、このうち暴力団構成員の数は21,800人（全暴力団構成員の75.7%）であり、主要3団体による寡占状態が続いている。

中でも山口組は、前年に比べ暴力団構成員等の数は減少しているものの、全暴力団構成員等の数の43.8%（うち構成員については全暴力団構成員の45.5%）を占めており、依然として一極集中の状態が顕著である（**図表1-2**）。

図表 1 1 暴力団構成員等の推移



図表 1 2 主要3団体の暴力団構成員等の比較

主要3団体	団体名	区分	23年末	24年末	増減	全体の構成比 (構成員%)
			23年末	24年末	増減	
主要3団体	六代目山口組	構成員	15,200	13,100	-2,100	43.8% (構成員45.5%)
		準構成員等	15,800	14,600	-1,200	
		計	31,000	27,700	-3,300	
	住吉会	構成員	5,600	5,000	-600	16.8% (構成員17.4%)
		準構成員等	6,100	5,500	-600	
		計	11,700	10,600	-1,100	
稲川会	構成員	4,000	3,700	-300	11.9% (構成員12.8%)	
	準構成員等	4,100	3,800	-300		
	計	8,100	7,600	-500		
3団体合計	構成員	24,800	21,800	-3,000	72.5% (構成員75.7%)	
	準構成員等	26,100	24,000	-2,100		
	計	50,900	45,800	-5,100		

注：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、増減及び構成比は概数上のものである。

(2) 主要暴力団の動向

ア 山口組の動向

山口組は、出所した組長による実質的な組織運営が2年目を迎えたことを機に、「統括委員長」等の役職を新設して執行部の体制を大幅に変更し、組織強化を図るとともに、構成員の減少等で組織維持が困難になった直系組長の除籍、引退等により、少数精鋭化を推し進めた。

また、社会における高い暴排気運の中、組織委員を中心に、勉強会の開催、対応マニュアルの作成・配布等により、暴排条例や改正暴力団対策法への対策に力を入れた。他団体との間では、もめ事が散発的に発生しているものの、抗争には至っておらず、平和的な関係を維持している。

(7) 新年会の開催

1月、山口組総本部事務所において、組長の誕生祝いを兼ねた新年会を開催した。新年会には、六代目体制となって以降、初めて組長が出席し、いわゆる「親戚団体」である全国12の指定暴力

団等の代表者らの参加を得るなど、全国に山口組の勢力を誇示した。

(イ) 新執行部人事の発表

4月、新設した「統括委員長」及び「本家室長」を含む新しい執行部人事を発表し、組織の強化を図った。

(ウ) 若頭の保釈

6月、京都府警察に恐喝で逮捕され（平成22年11月）、起訴後勾留されていた若頭が、保釈のための保証金15億円を支払い保釈された。

(I) 事始め式の実施

12月、山口組総本部事務所において、事始め式を実施し、平成25年の山口組指針「上善水の如し（様々な形へと変化できる柔軟性を備え更に進化する）」を発表した。

イ 住吉会の動向

住吉会は、他団体との友好関係を維持しつつ、幹部層の増員により体制強化を図った。

(ア) 新年会の開催

1月、埼玉県内の住吉会関連施設において、会長以下副会長以上の幹部が出席し、新年会を開催した。

(イ) 幹部層の体制強化

2月、幹部層（会長補佐、副会長）を大量増員し、組織体制を強化した。

(ウ) 二次組織の継承

4月、11月、住吉会二次組織の継承発表を行った。

ウ 稲川会の動向

稲川会は、会長及び理事長を中心とした組織の運営体制について、名誉顧問等及び統括委員長の廃止並びに諮問委員長の新設により強化を図った。

(ア) 新年会の開催

1月、神奈川県内の稲川会関連施設において、会長以下幹部が出席して新年会を開催した。

(イ) 親子盃儀式の実施

5月、関連施設において、会長を親、傘下組織の4人の組長を子とした親子縁組儀式を行った。

(3) 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

ア 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋^{注1}及び会社ゴロ等（会社ゴロ^{注2}及び新聞ゴロ^{注3}をいう。以下同じ。）の数は、24年末現在、1,250人（前年比50人減）である（**図表1-3**）。

図表 1 - 3 総会屋・会社ゴロ等の推移

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総会屋	390	370	350	340	330	310	300	290	290	280
グループ構成員 ^{注4}	110	90	80	90	90	80	70	60	50	50
単独人員	280	280	270	250	240	230	230	230	240	230
会社ゴロ等	1,000	1,040	1,050	1,000	1,020	1,000	1,010	1,040	1,010	970
グループ構成員	50	60	50	60	80	70	60	70	40	30
単独人員	950	980	1,000	940	940	930	950	970	970	940
合計	1,390	1,410	1,400	1,340	1,350	1,310	1,310	1,330	1,300	1,250

注1：単位株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞、雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から不当に利益の供与を受け又は受けようとしている者

注2：総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不平等に付け込み、賛助会等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注3：総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不平等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注4：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう（以下同じ）。

イ 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ^{注1}及び政治活動標ぼうゴロ^{注2}をいう。）の数は、24年末現在、6,320人（前年比700人減）である（図表1-4）。

図表 1 - 4 社会運動等標ぼうゴロの推移

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
社会運動標ぼうゴロ	840	820	860	820	810	750	790	860	920	620
グループ構成員	510	450	470	430	430	350	390	440	520	320
単独人員	330	370	390	390	380	400	400	420	400	300
政治活動標ぼうゴロ	6,900	7,000	7,100	6,900	6,800	6,800	6,700	6,500	6,100	5,700
グループ構成員	5,300	5,300	5,400	5,200	5,100	5,100	5,000	5,100	4,600	4,200
単独人員	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,400	1,500	1,500
合計	7,740	7,820	7,960	7,720	7,610	7,550	7,490	7,360	7,020	6,320

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

3 暴力団犯罪の検挙状況等

(1) 全般的検挙状況

15年以降、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。）の検挙人員は、減少傾向にあるところ、24年においては、24,139人と前年に比べ2,130人減少している。主な罪種別では、窃盗が2,794人、恐喝が1,334人、覚せい剤取締法違反（麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。）が6,285人で、前年に比べそれぞれ744人、225人、228人減少している（**図表2 - 1、4**）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は5,510人で前年に比べ472人減少、準構成員その他の周辺者は18,629人で前年に比べ1,658人減少している（**図表2 - 1、2**）。

また、暴力団構成員等の検挙件数は48,484件で、前年に比べ5,614件減少している。主な罪種別では、窃盗が22,605件、詐欺が3,032件、覚せい剤取締法違反が9,187件で、前年に比べそれぞれ2,311件、1,560件、385件減少している（**図表2 - 3**）。

図表2-1 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

罪種名		年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年比
刑	殺人	人	220	204	178	133	102	-31
	強盗	盗	534	581	560	482	463	-19
	放火	火	44	30	33	33	17	-16
	強姦	姦	94	95	70	84	57	-27
	凶器準備集合		13	3	4	0	3	3
	暴行	行	1,235	1,165	1,130	1,167	1,126	-41
	傷害	害	3,219	3,123	3,016	3,040	2,970	-70
	脅迫	迫	625	543	536	589	617	28
	恐喝	喝	2,013	1,800	1,684	1,559	1,334	-225
	窃盗	盗	3,028	3,136	3,329	3,538	2,794	-744
	詐欺	欺	1,846	2,072	1,960	2,077	2,190	113
	横領	領	99	64	82	94	79	-15
	法	文書偽造		353	350	317	330	256
賭博			639	789	652	405	511	106
わいせつ物頒布等			197	191	154	161	96	-65
公務執行妨害			457	433	450	464	387	-77
うち公契約関係競売等妨害			51	21	11	14	4	-10
犯人蔵匿			47	78	58	55	31	-24
証人威迫			5	2	5	7	5	-2
逮捕監禁			239	278	202	198	201	3
信用毀損・威力業務妨害			62	41	49	58	44	-14
器物損壊			547	509	479	538	510	-28
暴力行為			22	71	77	43	37	-6
その他刑法犯			704	754	757	750	676	-74
刑法犯合計			16,242	16,312	15,782	15,805	14,506	-1,299
特	出入国管理・難民認定法		111	68	109	107	78	-29
	軽犯罪法		234	201	183	165	139	-26
	めいてい者規制法		5	5	5	10	4	-6
	迷惑防止条例		190	234	290	296	343	47
	暴力団対策法		10	10	4	14	3	-11
	自転車競技法		48	91	36	47	34	-13
	競馬法		41	35	14	21	14	-7
	モーターボート競走法		36	53	73	134	31	-103
	小型自動車競走法		5	0	0	1	0	-1
	風営適正化法		516	454	469	601	544	-57
	青少年保護育成条例		97	103	81	98	68	-30
	売春防止法		110	135	122	133	103	-30
	児童福祉法		123	92	86	119	71	-48
法	出資法		126	89	74	104	43	-61
	貸金業法		130	104	116	80	53	-27
	宅地建物取引業法		1	10	9	9	7	-2
	建設業法		28	14	23	31	24	-7
	銃刀法		416	424	328	355	282	-73
	火薬類取締法		4	3	2	3	3	0
	麻薬等取締法		119	99	46	75	76	1
	あへん法		0	0	1	0	0	0
	大麻取締法		843	863	688	606	543	-63
	覚せい剤取締法		5,735	6,153	6,283	6,513	6,285	-228
	毒劇物法		155	196	161	124	89	-35
	廃棄物処理法		145	149	153	166	111	-55
	労働基準法		9	2	1	9	11	2
犯	職業安定法		20	17	22	26	16	-10
	健康保険法		2	0	0	2	0	-2
	労働者派遣事業法		16	13	10	17	31	14
	旅券法		8	10	18	15	23	8
	麻薬等特例法		79	55	42	48	108	60
	その他の特別法犯		460	509	455	535	496	-39
	特別法犯合計		9,822	10,191	9,904	10,464	9,633	-831
総計		26,064	26,503	25,686	26,269	24,139	-2,130	

図表2-2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年比	
刑	殺人	106	100	62	35	26	-9	
	強盗	138	153	127	120	81	-39	
	放火	11	1	7	6	4	-2	
	強姦	13	15	18	13	11	-2	
	凶器準備集合	9	3	2	0	2	2	
	暴行	411	356	362	302	318	16	
	傷害	1,071	1,029	919	888	803	-85	
	脅迫	309	268	241	274	253	-21	
	恐喝	1,006	799	802	741	572	-169	
	窃盗	617	509	527	492	377	-115	
	詐欺	518	530	446	654	734	80	
	横領	30	11	17	17	12	-5	
	文書偽造	113	114	104	94	84	-10	
	賭博	107	133	81	26	49	23	
	わいせつ物頒布等	22	20	6	14	7	-7	
	公務執行妨害	114	102	101	74	80	6	
	うち公契約関係競売等妨害	4	4	4	2	2	0	
	犯	犯人蔵匿	19	18	15	21	16	-5
		証人威迫	3	1	3	6	1	-5
逮捕監禁		103	147	71	51	74	23	
信用毀損・威力業務妨害		27	18	10	19	15	-4	
器物損壊		157	152	110	105	107	2	
暴力行為		13	38	34	21	14	-7	
その他刑法犯		204	186	169	153	145	-8	
刑法犯合計		5,121	4,703	4,234	4,126	3,785	-341	
特別		出入国管理・難民認定法	1	2	4	6	15	9
		軽犯罪法	104	83	83	57	43	-14
	めいてい者規制法	0	0	0	1	0	-1	
	迷惑防止条例	44	37	39	29	35	6	
	暴力団対策法	9	10	4	13	2	-11	
	自転車競技法	25	28	11	17	15	-2	
	競馬法	16	13	4	3	0	-3	
	モーターボート競走法	9	11	11	16	10	-6	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	42	27	34	42	28	-14	
	青少年保護育成条例	20	20	21	14	14	0	
	売春防止法	7	19	5	8	11	3	
	児童福祉法	34	30	18	22	21	-1	
	出資法	36	29	18	18	15	-3	
	貸金業法	50	42	46	22	12	-10	
	宅地建物取引業法	0	4	8	0	1	1	
	建設業法	7	3	1	5	5	0	
	銃刀法	151	150	81	92	87	-5	
	火薬類取締法	2	1	0	1	1	0	
	麻薬等取締法	31	10	6	25	8	-17	
	あへん法	0	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	103	72	89	71	64	-7	
	覚せい剤取締法	1,181	1,286	1,313	1,207	1,150	-57	
	毒劇物法	13	27	15	14	6	-8	
	廃棄物処理法	28	29	35	33	16	-17	
	労働基準法	2	1	0	1	1	0	
	職業安定法	2	4	11	2	3	1	
	健康保険法	0	0	0	0	0	0	
	犯	労働者派遣事業法	6	8	5	12	13	1
		旅券法	5	8	13	10	15	5
		麻薬等特例法	22	5	12	12	16	4
		その他の特別法犯	126	114	95	103	118	15
特別法犯合計		2,076	2,073	1,982	1,856	1,725	-131	
総計	7,197	6,776	6,216	5,982	5,510	-472		

図表2-3 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年比	
刑	殺人	125	132	121	108	87	-21	
	強盗	388	473	366	387	378	-9	
	放火	45	29	45	37	27	-10	
	強姦	95	102	68	94	63	-31	
	凶器準備集合	4	3	2	0	1	1	
	暴行	1,257	1,172	1,181	1,237	1,183	-54	
	傷害	2,782	2,605	2,620	2,609	2,641	32	
	脅迫	554	511	513	561	599	38	
	恐喝	1,578	1,403	1,357	1,181	1,028	-153	
	窃盗	27,675	24,749	23,667	24,916	22,605	-2,311	
	詐欺	3,938	4,590	3,356	4,592	3,032	-1,560	
	横領	125	86	92	104	86	-18	
	文書偽造	838	760	510	444	356	-88	
	賭博	154	277	143	132	297	165	
	わいせつ物頒布等	146	140	130	129	84	-45	
	公務執行妨害	488	491	545	586	509	-77	
	うち公契約関係競売等妨害	12	8	6	6	5	-1	
	犯	犯人蔵匿	43	58	50	38	28	-10
		証人威迫	4	2	5	6	6	0
逮捕監禁		126	148	132	110	100	-10	
信用毀損・威力業務妨害		44	36	27	37	37	0	
器物損壊		960	859	845	975	902	-73	
暴力行為		13	44	46	40	25	-15	
その他刑法犯		1,218	1,387	1,548	1,292	1,279	-13	
刑法犯合計		42,600	40,057	37,369	39,615	35,353	-4,262	
別		出入国管理・難民認定法	134	93	119	112	86	-26
		軽犯罪法	257	230	200	185	150	-35
	めいてい者規制法	7	6	5	10	4	-6	
	迷惑防止条例	177	225	269	293	327	34	
	暴力団対策法	7	12	6	12	3	-9	
	自転車競技法	29	32	16	38	15	-23	
	競馬法	21	12	6	33	1	-32	
	モーターボート競走法	23	12	18	75	20	-55	
	小型自動車競走法	2	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	416	389	405	543	446	-97	
	青少年保護育成条例	120	131	102	127	82	-45	
	売春防止法	514	236	269	339	119	-220	
	児童福祉法	128	88	76	115	65	-50	
	出資法	145	122	108	113	54	-59	
	貸金業法	150	130	120	99	60	-39	
	宅地建物取引業法	1	5	5	7	4	-3	
	建設業法	18	11	13	20	14	-6	
	銃刀法	578	557	460	518	419	-99	
	火薬類取締法	15	14	8	8	5	-3	
	麻薬等取締法	344	278	219	221	182	-39	
	あへん法	2	3	1	1	0	-1	
	大麻取締法	1,354	1,280	1,068	926	870	-56	
	覚せい剤取締法	8,406	8,902	9,202	9,572	9,187	-385	
	毒劇物法	181	232	183	146	97	-49	
	廃棄物処理法	134	133	132	145	91	-54	
	労働基準法	7	5	1	4	8	4	
	職業安定法	25	17	18	26	13	-13	
	健康保険法	1	1	1	2	0	-2	
	労働者派遣事業法	11	12	9	22	20	-2	
	旅券法	9	11	22	15	20	5	
	麻薬等特例法	202	75	58	77	133	56	
	その他の特別法犯	594	2,544	543	679	636	-43	
	特別法犯合計	14,012	15,798	13,662	14,483	13,131	-1,352	
総計	56,612	55,855	51,031	54,098	48,484	-5,614		

図表 2 - 4 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 罪種名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064	26,503	25,686	26,269	24,139
うち覚せい剤	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153	6,283	6,513	6,285
うち傷害	4,651	4,319	3,972	3,881	3,580	3,219	3,123	3,016	3,040	2,970
うち窃盗	3,396	3,265	3,198	3,139	3,050	3,028	3,136	3,329	3,538	2,794
うち詐欺	1,701	1,821	1,712	1,785	1,743	1,846	2,072	1,960	2,077	2,190
うち恐喝	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800	1,684	1,559	1,334

(2) 主要 3 団体に係る犯罪の検挙状況

15年以降、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要 3 団体（山口組、住吉会及び稲川会）の暴力団構成員等が占める割合は約 8 割で推移しているところ、24年においても、19,622人と81.3%を占めている。このうち、山口組の暴力団構成員等の検挙人員は、12,566人と約 5 割を占めている（図表 2 - 5）。

図表 2 - 5 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
暴力団構成員等の 検挙人員（人）	30,550 (10,110)	29,325 (9,180)	29,626 (8,725)	28,417 (8,471)	27,169 (7,766)	26,064 (7,197)	26,503 (6,776)	25,686 (6,219)	26,269 (5,982)	24,139 (5,510)
うち山口組	16,272 (5,371)	15,421 (4,720)	15,675 (4,459)	15,139 (4,429)	14,869 (4,000)	14,261 (3,572)	14,208 (3,217)	13,728 (2,859)	13,808 (2,755)	12,566 (2,366)
うち住吉会	4,441 (1,425)	4,557 (1,310)	4,464 (1,228)	4,233 (1,214)	3,721 (1,106)	3,556 (1,068)	3,632 (1,059)	3,369 (997)	3,770 (969)	3,411 (964)
うち稲川会	3,935 (1,209)	3,823 (1,272)	3,978 (1,297)	4,022 (1,268)	3,825 (1,235)	3,819 (1,145)	3,687 (1,079)	3,725 (1,067)	3,887 (1,059)	3,645 (1,059)
3 団体合計	24,648 (8,005)	23,801 (7,302)	24,117 (6,984)	23,394 (6,911)	22,415 (6,341)	21,636 (5,785)	21,527 (5,355)	20,822 (4,923)	21,465 (4,783)	19,622 (4,389)
全体に占める割合(%)	80.7 (79.2)	81.2 (79.5)	81.4 (80.0)	82.3 (81.6)	82.5 (81.7)	83.0 (80.4)	81.2 (79.0)	81.1 (79.2)	81.7 (80.0)	81.3 (79.7)

注：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

(3) 山口組・弘道会に対する集中取締り

近年の暴力団情勢は、山口組による一極集中が顕著であり、その弱体化を図ることが喫緊の課題となっていることから、山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

24年においては、山口組直系組長（2次組織の首領）23人（前年比6人増）、弘道会直系組長（山口組3次組織の首領）5人（同14人減）、弘道会直系組織幹部27人（同15人減）を検挙している（図表 2 - 6）。

図表 2 - 6 山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	増減
山口組直系組長	2	4	6	25	17	23	6
弘道会直系組長	-	-	3	11	19	5	-14
弘道会直系組織幹部	-	-	14	32	42	27	-15

19年、20年については、弘道会直系組長及び弘道会直系組織幹部の統計をとっていない。

【山口組直系組長の主要検挙事例】

山口組直系組長(52)が、無職であるにもかかわらず、会社に勤めていて一定の収入がある旨記載した虚偽の申込書をクレジット会社に提出し、クレジットカードを騙し取った事例（大阪、1月検挙）

山口組直系組長(67)が、暴力団員等の利用を拒否しているゴルフ場において、暴力団員であることを隠してその利用を申し込み、同ゴルフ場でプレーした事例（兵庫、5月検挙）

山口組直系組長(45)らが、組事務所の改修工事を請け負った建設業者の男性に対し、工事代金を着服したと因縁を付け、「殺してしまうぞ。」などと脅迫した上、同人の顔面や背部を殴るなどの暴行を加えた事例（大阪、6月検挙）

山口組直系組長(68)らが、自動車の新規登録を運輸局に申請するに当たり、所有者を偽った申請書類を提出し、自動車登録ファイルに不実の記録をさせた事例（北海道、10月検挙）

山口組直系組長(53)が、自営業を営む男性に250万円を貸し付けるに当たり、法定金利を超える利息を受領した事例（大阪、11月検挙）

【弘道会直系組長、幹部の主要検挙事例】

弘道会直系組織幹部(40)が、無職であるにもかかわらず、会社に勤めていて一定の収入がある旨記載した虚偽の申込書をクレジット会社に提出し、クレジットカード等を騙し取った事例（愛知、2月検挙）

弘道会直系組織幹部(42)が、自分が預金口座を利用する意図であるにもかかわらず、第三者をして、あたかもその第三者が口座を利用するように装って口座開設を申し込ませ、通帳・キャッシュカードを騙し取った事例（愛知、3月検挙）

弘道会直系組織幹部(65)が、自分が経営する飲食店の女性従業員が所在不明になったことに立腹し、その家族に対し、このままでは地元に住めなくなる旨脅迫した事例（長野、5月検挙）

弘道会直系組織幹部(42)らが、飲食店経営者に「盆暮れの付き合いをしろ。」、「店をつぶしてやる。」などと電話で告げて、みかじめ料として現金を脅し取ろうとした事例（山形、7月検挙）

弘道会直系組織幹部(27)が、知人の男性から、別の暴力団幹部に対する示談金名目で金を脅し取ろうと企て、「（同男性が運転していた）車が跳ねた石か釘が当たって怪我をした者が金を払えと言っている。」などと告げて、現金を脅し取った事例（静岡、9月検挙）

弘道会直系組長(57)が、みかじめ料の支払いを拒否しようとした飲食店経営者に対し、「払わなければ放火されるぞ。」などと言い、現金を脅し取った事例（愛知、10月検挙）

弘道会直系組織幹部(46)が、プロ野球公式戦の試合の勝敗を携帯電話メールで予想する野球賭博の客となり、賭金の申込みをした事例（北海道、10月検挙）

(4) 事業者襲撃等事件の発生状況等

ア 事業者襲撃等事件の発生状況

近年、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件（注）が相次いで発生しているところ、24年においては、20件発生（前年比9件減）している（図表2-7）。これらの事件には、拳銃や手りゅう弾といった殺傷能力の高い武器が使用されており、事業者はもとより地域社会に対する大きな脅威となっている。

【発生事例】

建設会社社長に対する拳銃使用殺人未遂事件（福岡、1月発生）

建設会社に対する手榴弾投てき事件（福岡、2月発生）

建材会社社長宅に対する拳銃発砲事件（千葉、3月発生）

拳銃発砲事件、手りゅう弾投てき事件は、全てここに掲載している。

【検挙事例】

22年9月に京都府及び奈良県内の会社の事務所敷地内で手りゅう弾が爆発した事件について、山口組傘下組織組長(60)らを爆発物取締罰則違反等で検挙した事例（京都・奈良、1月検挙）

21年8月に福岡県北九州市内の建設会社役員宅で駐車中の車に発砲された事件について、工藤會傘下組織幹部（32）らを銃刀法違反で検挙した事例（福岡、6月検挙）

23年12月に群馬県内のスナックに銃弾が撃ち込まれて出入口ドア等が損壊した事件について、稲川會傘下組織組員(32)を建造物損壊等で検挙した事例（群馬、8月検挙）

福岡県中間市内の路上で建設会社役員が銃撃されて負傷した事件について、工藤會傘下組織幹部（38）らを殺人未遂等で検挙した事例（福岡、1月発生、12月検挙）

図表2-7 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

件数	年次						合計
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
発生件数	16	24	18	15	29	20	122

（注）： 事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するもの。

- 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
- 2 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用
 - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
 - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
 - (4) 放火（未遂を含む。）

(5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）

(6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

イ 対立抗争事件の発生状況

15年以降、対立抗争事件の発生は減少傾向にあるものの、18年に発生した道仁会と九州誠道会との対立抗争が未だ終息せず、九州において、拳銃発砲等の対立抗争に起因する不法行為が相次いで発生している。24年においても6回の不法行為が発生（前年比7回減）している（**図表2 - 8**）。これらの事件は、住宅街において拳銃が発砲されるなどしており、地域社会に対する大きな脅威となっている。

【発生事例】

道仁会傘下組織組員(19)が、組事務所に戻ったところ、玄関付近において銃撃された事例（熊本、1月発生）

九州誠道会幹部(58)が、知人宅のマンション前の路上において、背後から銃撃されて負傷した事例（福岡、4月発生）

道仁会傘下組織組事務所に爆発物が投てきされ、同事務所の外壁等や駐車中の自動車が損壊した事例（福岡、8月発生）

道仁会傘下組織組事務所に爆発物が投てきされ、同事務所の外壁等や駐車中の自動車が損壊した事例（福岡、12月発生）

【検挙事例】

福岡県柳川市内で九州誠道会傘下組織幹部がバットで殴打されて負傷した事件について、道仁会傘下組織組員（25）らを傷害で検挙した事例（福岡、8月発生、10月検挙）

福岡県久留米市内で九州誠道会傘下組織幹部の関係者が所有するビルに火炎瓶が投てきされた事件について、道仁会傘下組織組員（42）らを非現住建造物等放火未遂等で検挙した事例（福岡、9月発生、10月検挙）

図表 2 - 8 対立抗争事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
発生事件数(件)	7	6	6	0	3	1	1	0	0	0
うち山口組関与事件数	5	5	6	0	2	1	0	0	0	0
発生回数(回)	44	31	18	(15)	18	6	4	0	13	6
うち銃器使用回数	32	19	11	(8)	12	3	1	0	9	2
銃器使用率(%)	72.7	61.3	61.1	(53.3)	66.7	50.0	25.0	0.0	69.2	33.3
死者数(人)	7	4	2	0	8	3	2	0	5	0
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
負傷者数(人)	15	12	4	(6)	8	0	0	0	3	2
うち暴力団構成員等以外	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

注2：18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、()内に計上した。

ウ 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件への対策

(ア) 事業者襲撃等事件への対策

福岡県警察においては、4月以降、警察本部の各部門から捜査員を動員し、暴力団事件の捜査を強化するとともに、機動隊、自動車警ら隊等を事業者襲撃等が相次いでいる北九州地区に集中的に投入し、警戒、検問等を強化している。これに加えて、各都府県警察が機動隊を福岡県に順次派遣し、同地区における保護対策、検問、警ら等を徹底している。また、4月下旬、福岡県警察と山口県警察が暴力団対策に関する協定を締結し、山口県警察が同地区の県境付近をパトカー等で警戒をしている。

一方、全国警察を挙げて暴力団対策を強化する中、特に福岡県においては、暴力団員が、職務質問中の警察官にビデオカメラ等を向けてその職務を妨害したり、暴力団取締りに従事している捜査員を尾行するなどの事案が発生しており、4月には、暴力団犯罪捜査に従事していた元警察官が銃撃されて負傷する殺人未遂事件も発生している。また、8月には、改正福岡県暴力団排除条例が施行され、暴力団排除標章を掲示した飲食店への暴力団員の立入りを禁止する制度が導入されたが、それ以降、北九州市を中心に、同標章を掲示した飲食店に対する放火事件や、同標章を掲示した飲食店経営者等に対する脅迫事件、刃物を使用した殺人未遂事件が連続発生した。

このような情勢を踏まえ、福岡県警察においては、警察官を更に増強するとともに、防犯カメラを多数設置するなどし、捜査の徹底及び保護・警戒活動の強化を図っているほか、12月には、福岡県及び山口県の各公安委員会が工藤會を改正暴力団対策法の特定危険指定暴力団として指定した。

(4) 道仁会と九州誠道会の対立抗争事件への対策

18年、福岡県久留米市に本拠を置く道仁会において、三代目組長の継承を巡る争いが発生し、副会長らが離脱して九州誠道会を旗揚げして福岡県大牟田市に本拠を置いた。その後、両組織において拳銃発砲、爆発物投てき等の不法行為が相次いで発生し、19年8月には、福岡県内において道仁会会長が射殺されるなど、両組織の対立抗争が激化したほか、同年11月には、佐賀県内の病院において、入院中の男性が九州誠道会の関係者と誤って射殺される事案も発生した。その後、一時的に抗争が顕在化しなくなったものの、23年に入って抗争が再燃した。

18年から24年までに46件の抗争事件が発生し、このうち14件を検挙しており、死者は一般市民1人を含む13人、負傷者は13人に上っている。

警察においては、捜査の徹底を図ることはもとより、市民への危害を防止するため、両団体の本部事務所等に対する事務所使用制限命令を発出するとともに、警戒活動をより一層強化している。また、4月、北部九州の福岡・佐賀・長崎・熊本の4県警察は、相互協力態勢について協定を締結し、各県の県境付近の警戒活動等を共同で実施しているほか、12月には、福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の各公安委員会が道仁会及び九州誠道会を改正暴力団対策法の特定抗争指定暴力団等として指定した。

(5) 銃器発砲事件の発生状況

15年以降、減少傾向にあった暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、23年に増加に転じたものの、24年においては、25件と前年に比べ8件減少した。これらの事件による死者は3人（前年比2人減）、負傷者は11人（同4人増）となっている（**図表2-9**）。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、依然として市民の身近な場所である住宅街で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

【発生事例】

元工藤會傘下組織組長が、自宅マンションの出入口において、銃撃されて死亡した事例（福岡、7月発生）

住吉会傘下組織幹部が、事務所において、銃撃されて負傷した事例（埼玉、12月発生）

【検挙事例】

元山口組傘下組織組員(65)が、白昼のファミリーレストラン店内において、トラブル相手の男性を拳銃で射殺した事例（千葉、2月発生、同月被疑者死亡）

山口組傘下組織組員(60)が、実兄の市営住宅居室において、金の貸し借りを巡ってトラブルになって拳銃を発射した事例（高知、4月発生・検挙）

図表 2 - 9 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
発 砲 事 件 数 (件)	104	85	51	36	41	32	22	17	33	25
うち対立抗争によるもの	32	19	11	0	12	3	1	0	9	2
死 者 数 (人)	28	15	7	2	12	8	6	6	5	3
負 傷 者 数 (人)	27	12	6	8	7	5	8	3	7	11

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

(6) 拳銃押収丁数

15年以降、暴力団からの拳銃押収丁数は、減少傾向にあるところ、24年においても、95丁と前年に比べ28丁減少している（図表 2 - 10）。依然として、暴力団が拳銃等を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

なお、6月には、福岡県警察において、多数の拳銃のほか、ロケットランチャー様のものを押収している。

山口組傘下組織組長(52)らが、自動車内に拳銃 2 丁と実弾12発を隠匿していた事例（岡山・福岡、1月押収）

稲川会傘下組織幹部(39)が、知人の男と共謀し、男の居室内に拳銃 1 丁と実弾42発を隠匿していた事例（神奈川、6月押収）

山口組傘下組織組長(40)らが、倉庫内に手りゅう弾様のものと共に拳銃 7 丁と実弾72発を隠匿していた事例（福井、6月押収）

山口組傘下組織幹部（60）らが、実子宅に手りゅう弾様のものと共に自動小銃 1 丁と実弾185発を隠匿していた事例（徳島・香川、11月押収）

図表 2 - 10 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
押収けん銃総数(丁)	334	309	243	204	231	166	148	98	123	95
真正銃 (丁)	308	276	216	187	223	158	129	96	112	89
	92.2%	89.3%	88.9%	91.7%	96.5%	95.2%	87.2%	98.0%	91.1%	93.7%
改造銃 (丁)	26	33	27	17	8	8	19	2	11	6
	7.8%	10.7%	11.1%	8.3%	3.5%	4.8%	12.8%	2.0%	8.9%	6.3%

注：各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

(7) 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

24年における暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以

下「組織的犯罪処罰法」という。)の加重処罰関係の規定等の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙が3件と前年に比べ3件減少した。なお、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙はなかった(前年比1件減)(図表2-11)。

酒梅組傘下組織組長(47)が、配下組員らと共に共謀し、22年2月から24年2月までの間、組織的に賭博場を開張して利益を収めた事例(大阪、4月検挙)

図表2-11 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法(加重処罰)の適用状況(件数)

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
組織的な犯罪の加重処罰(3条)	13	18	26	16	16	12	17	18	6	3
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)	1	0	0	1	0	0	2	3	1	0

(8) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 24年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

15年以降、詐欺や窃盗といったあらゆる暴力や組織の威力を示さない態様の犯罪の検挙が増加傾向にあるところ(図表2-1~4参照)、24年における暴力団構成員等の検挙人員は、詐欺が若干増加しているものの、窃盗が大きく減少している。もっとも、24年中、窃盗で検挙された暴力団構成員等の数は、暴力団構成員等の総検挙人員の約12%を占めており、暴力団が詐欺や窃盗を資金獲得の手段としている傾向は続いているとみられる。

また、24年においては、工藤会傘下組織組長の妻が役員を務める建設会社が従業員を原子力発電所の維持改修工事に従事する労働者として供給して検挙された事例等もみられるなどしており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

【窃盗事犯】

工藤会傘下組織組員(34)が、建設会社事務所に侵入し、現金及びセカンドバッグ等を窃取した事例(熊本、1月検挙)

住吉会傘下組織組長(46)が、ホームセンターで電動ドライバー1台を万引きした事例(茨城、5月検挙)

稲川会傘下組織組員(24)が、全国チェーンのDVDレンタル店を対象として、複数の県にわたってDVD等を万引きした事例(秋田、7月検挙)

山口組傘下組織組員(30)らが、ぱちんこ店において、セルロイド板を使ってゴト行為を行い、スロット台から遊技用メダルを窃取した事例(和歌山、12月検挙)

【詐欺事犯】

山口組傘下組織幹部(33)らが、高齢者に「絶対もうかりますから。買ってもらえれば、届いた社債券を当社が高額で買い取ります。」などと嘘を言い、会社の社債の購入代金名目で、現金を騙し取った事例(警視庁、1月検挙)

男女5人が共謀して追突事故を偽装して自動車保険会社から保険金を騙し取った事件につき、

山口組傘下組織組長(39)が、自己が経営する建設会社に被害者役の男が勤めているように装い、虚偽の休業損害証明書等を交付するなどして犯行を助けた事例（滋賀、2月検挙）

稲川会傘下組織組長(64)が、いわゆる「ソーブランド」の経営者、飲食店経営者らと共謀し、ソーブランド利用客が代金を支払う際、クレジット会社と加盟店契約を締結している飲食店の未使用クレジットカード売上票を流用し、飲食代金であるかのように装ってソーブランド利用代金を不正に水増の上、クレジット会社に請求して利益を得ていた事例（警視庁、4月検挙）

住吉会傘下組織組員(46)らが、倒産企業の従業員への未払い賃金を政府が立て替える制度を悪用して金を騙し取ることを企て、会社が倒産した旨の虚偽の申請を関係機関にするなどし、従業員8人分の賃金を預金口座に振り込ませた事例（神奈川、5月検挙）

山口組傘下組織組長(47)らが、金融機関に対し、暴力団事務所の新築費等として使う目的を隠して居住目的と偽って住宅ローン申込みを行い、融資金を騙し取った事例（島根、9月検挙）

工藤会傘下組織組長(54)らが、金融機関に対し、融資金を返済する意思も能力もないのに、虚偽の所得証明書等を提出するなどして住宅ローン申込みを行い、融資金を騙し取った事例（福岡、10月検挙）

住吉会傘下組織組長(68)らが、東京都内の区役所に対し、海外の病院で入院治療を受けた事実もないのにその旨を記載した虚偽の国民健康保険療養費支給申請書等を提出し、療養費を騙し取った事例（警視庁、11月検挙）

【その他の事犯】

工藤会傘下組織組長の妻が役員を勤める建設会社が、従業員を原子力発電所の維持改修の工事に従事する労働者として供給した事例（福岡・福井、1月検挙）

イ 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

24年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した第10条違反が27件で、前年に比べ16件減少し、犯罪収益等收受について規定した第11条違反が28件で、前年に比べ10件減少している。また、第23条に規定する起訴前没収保全命令の適用は39件で、前年に比べ9件増加している（図表2-12）。

犯罪収益等隠匿事件（第10条違反）としては、暴力団構成員等が他人名義の口座を使うなどして、犯罪収益の取得等について事実を偽装している実態がうかがえる。

犯罪収益等收受事件（第11条違反）としては、縄張内の風俗営業店の経営者等から犯罪収益を收受するなど、暴力団がみかじめ料等名目で犯罪収益を收受している事例がみられる。

【犯罪収益等隠匿事件】

山口組傘下組織幹部(65)らが、貸金業法等違反に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、債務者からの元金及び利息の支払に際して、自らが管理する他人名義の貯金口座に送金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（長野・新潟、12月検挙）

【犯罪収益等収受事件】

山口組傘下組織幹部(47)が、派遣型売春クラブの経営者から、売春の周旋をしたことにより得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら収受した事例（大阪、3月検挙）

共政会傘下組織幹部(41)が、無職男性が窃盗行為により得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら収受した事例（岡山、11月検挙）

図表 2 - 12 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（件数）

区分	年次									
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
犯罪収益等隠匿(10条)	25	29	21	18	35	41	49	46	43	27
犯罪収益等収受(11条)	10	11	27	35	25	21	41	44	38	28
起訴前の没収保全命令(23条)	3	5	0	3	7	21	23	36	30	39

図表 2 - 13 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）

の適用状況（24年・前提犯罪の内訳・件数）

前提犯罪の罪種名	10条	11条	23条	合計
詐欺等	10	10	4	24
風営法違反	1	2	12	15
窃盗等	4	6	1	11
貸金業法・出資法違反	6	1	3	10
売春防止法違反等		6	3	9
常習賭博等		1	8	9
労働者派遣法違反	1		6	7
薬事法違反	1		1	2
偽造私文書等行使	1			1
わいせつ物頒布等	1			1
傷害	1			1
商標法違反	1			1
恐喝		1		1
出入国管理法違反		1		1
強盗			1	1
合計	27	28	39	94

ウ 伝統的資金獲得犯罪

15年以降、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等（注）（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合は、50%台で推移している。この割合は、刑法犯・特別法犯の総検挙人員のうちに暴力団構成員等の占める割合が6%台で推移していることからすると、高いといえる（図表 2 - 14、15）。

24年の伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は、8,209人（前年比471人減）で、暴力団構成員等の総検挙人員の34.0%（同1.0ポイント減）を占めており、依然として、伝統的資金獲得犯罪が有力な資金源となっていることがうかがえる。

酒梅組傘下組織幹部(31)らが、組織ぐるみで「ガレージの盆」と称する賭博場を開設し、賭客らに通称「賽本引」というサイコロ賭博を行わせた事例（大阪、2月検挙）

- 山口組傘下組織組員(45)が、知人の女らと共謀し、同女の甘言に乗ってその体を触るなどした男性に対し、「俺の女に手を出した件についてはどうケジメをつけるんや。」などと因縁を付けて現金を脅し取ろうとした事例（香川、5月検挙）
- 山口組傘下組織幹部(74)らが、宅配便を利用し、覚醒剤を密売していた事例（埼玉・静岡・北海道、6月検挙）
- 工藤會傘下組織組員(29)らが、高速道路のサービスエリアで覚醒剤約1キログラム及びびコカイン約300グラムを取引した事例（福岡・長崎・滋賀・警視庁、7月検挙）
- 山口組傘下組織幹部(42)らが、飲食店において、客に競艇レースの勝舟を予想させ、1口100円を賭けさせるノミ行為をした事例（警視庁、10月検挙）

注： 公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。

図表2-14 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
暴力団構成員等の総検挙人員（人）		30,550 (10,110)	29,325 (9,180)	29,626 (8,725)	28,417 (8,471)	27,169 (7,766)	26,064 (7,197)	26,503 (6,776)	25,686 (6,216)	26,269 (5,982)	24,139 (5,510)
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員（人）		10,128 (3,385)	9,379 (3,054)	10,467 (3,083)	9,412 (2,749)	9,275 (2,565)	8,517 (2,344)	8,921 (2,270)	8,742 (2,222)	8,680 (2,010)	8,209 (1,796)
割合（%）		33.2 (33.5)	32.0 (33.3)	35.3 (35.3)	33.1 (32.5)	34.1 (33.0)	32.7 (32.6)	33.7 (33.5)	34.0 (35.7)	33.0 (33.6)	34.0 (32.6)
覚せい剤		6,016 (1,786)	5,412 (1,514)	6,810 (1,688)	6,043 (1,445)	6,319 (1,403)	5,735 (1,181)	6,153 (1,286)	6,283 (1,313)	6,513 (1,207)	6,285 (1,150)
恐喝		3,092 (1,462)	2,808 (1,358)	2,619 (1,232)	2,523 (1,197)	2,175 (1,005)	2,013 (1,006)	1,800 (799)	1,684 (802)	1,559 (741)	1,334 (572)
賭博		780 (72)	837 (90)	845 (97)	685 (66)	648 (107)	639 (107)	789 (133)	652 (81)	405 (26)	511 (49)
ノミ行為等		240 (65)	322 (92)	193 (66)	161 (41)	133 (50)	130 (50)	179 (52)	123 (26)	203 (36)	79 (25)

注：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

図表2-15 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員とその占める割合の推移

区分	年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
伝統的資金獲得犯罪の合計		10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517	8,921	8,742	8,680	8,209
暴力団構成員等が占める割合		40.3%	44.6%	48.2%	50.0%	49.6%	50.5%	52.2%	51.2%	53.6%	53.3%
覚せい剤		6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153	6,283	6,513	6,285
暴力団構成員等が占める割合		41.3%	44.5%	51.4%	52.6%	53.1%	52.7%	53.3%	52.9%	55.3%	55.2%
恐喝		3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800	1,684	1,559	1,334
暴力団構成員等が占める割合		36.2%	39.8%	40.7%	43.7%	43.0%	45.0%	45.4%	44.8%	46.9%	43.7%
賭博		780	837	845	685	648	639	789	652	405	511
暴力団構成員等が占める割合		45.2%	58.9%	47.7%	49.7%	42.4%	47.0%	57.3%	49.7%	44.9%	58.3%
ノミ行為等		240	322	193	161	133	130	179	123	203	79
暴力団構成員等が占める割合		78.2%	83.0%	83.5%	87.0%	65.2%	77.4%	87.7%	96.9%	97.6%	94.0%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

区分	年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総検挙人員		453,089	465,470	465,713	467,397	452,116	420,346	415,076	399,998	378,201	356,389
うち暴力団構成員等の検挙人員		30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064	26,503	25,686	26,269	24,139
暴力団構成員等が占める割合		6.7%	6.3%	6.4%	6.1%	6.0%	6.2%	6.4%	6.4%	6.9%	6.8%

エ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

(ア) 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる(図表2-16、17)。

山口組傘下組織幹部(33)らが、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領した事例(愛知、6月検挙)

図表2-16 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
暴力団構成員等の検挙人員		130	129	72	96	125	130	104	116	80	53
うち暴力団構成員の検挙人員		63	53	29	39	46	50	42	46	22	12
暴力団構成員等が占める割合		45.8%	42.7%	32.0%	36.4%	33.1%	40.9%	37.8%	39.2%	37.9%	29.4%

注:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表2-17 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
暴力団構成員等の検挙人員		258	160	90	93	115	126	89	74	104	43
うち暴力団構成員の検挙人員		77	46	35	29	23	36	29	18	18	15
暴力団構成員等が占める割合		34.3%	24.4%	20.7%	22.6%	21.5%	25.5%	22.5%	25.1%	34.2%	22.9%

注:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(イ) 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

建設会社経営者(49)が、一般建設業を営むときに必要な専任技術者を置いていないにもかかわらず、これを置いている旨の虚偽の証明書等を提出し、一般建設業許可の更新を受けた事例(福岡、5月検挙)

建設会社経営者(42)が、特定建設業を営むときに必要な専任技術者を置いていないにもかかわらず、これを置いている旨の虚偽の証明書等を提出し、特定建設業許可の更新を受けた事例(大阪、10月検挙)

(ウ) 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる。

稲川会傘下組織組長(48)が、労働者を工事現場へ派遣し、足場組立・解体作業等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（新潟、1月検挙）

住吉会傘下組織組長(58)らが、労働者を工事現場へ派遣し、ダンプカーの洗浄等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（埼玉、9月）

(I) 風俗営業

暴力団は、無許可で飲食店等の風俗営業を営むなど、風俗営業に関する違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

山口組傘下組織幹部(25)らが、無許可でホステスに客の接待行為をさせるなどの風俗営業を営むとともに、18歳未満の者に接待をさせた事例（茨城、2月検挙）

オ 企業対象暴力及び行政対象暴力

24年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は679件（前年比170件増）となっている。このうち、企業対象暴力事犯は525件（同155件増）、行政対象暴力事犯は154件（同15件増）となっている。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は242人（前年比6人減）、検挙件数は174件（同2件減）であった。

(ア) 企業対象暴力

暴力団構成員等の反社会的勢力が、依然として、企業に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

なお、24年においては、会社法（利益受供与・利益供与要求）違反で検挙した事例はなかった（図表2-18）。

山口組傘下組織幹部(45)らが、建設会社の元社長から損害賠償名目で金を脅し取ろうと企て、同幹部と元社長がホテルで面談している場面を写真撮影し、写真を取引銀行、各株主に送付する旨を記載した書面とその写真を同社長に送り、現金を脅し取った事例（三重、5月検挙）

図表2-18 会社法（旧商法）違反事件の検挙件数の推移

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
利益受供与	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
利益供与要求	1	2	3	3	2	2	2	2	1	0

注1：ここでいう会社法（旧商法）違反は、利益受供与、利益供与要求によるものである。

注2：検挙件数は、特定の期間における特定の会社を背景とした利益受供与等を1事件と計上している。例えば、一つの会社において、特定の期間における数回にわたる数人の者による利益受供与は、1事件と計上する。

(イ) 行政対象暴力

暴力団構成員等の反社会的勢力が、依然として、行政に対して不当要求を行っている実態がうかがえる。

山口組傘下組織幹部(44)が、市から市民税の滞納を理由として生命保険の支払請求権を差し押さえられたことに立腹し、市の担当者に対し、「なんで生命保険が差し押さえられてるんや。今すぐ外せ。今から市役所行って、大声出して、暴れるからな。」などと電話で脅迫して差押えの解除を強要した事例（大阪、5月検挙）

カ 金融・不良債権関連事犯

24年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は39件で、前年に比べ15件減少している（**図表2-19**）。

企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが28件と、前年に比べ17件減少している一方、競売入札妨害事件等の債権回収過程におけるものが11件と、前年に比べ2件増加している。

元不動産会社役員(44)らが、所有マンションの競売開始決定がなされると、別の会社の役員と共謀し、同役員がマンションの一室を賃貸して使用している旨の虚偽の賃貸借契約書等を執行官に提出するなどし、公の競売の公正を害した事例（警視庁、3月検挙）

山口組傘下組織組長(70)が、飲食店経営者と共謀し、自己を債務者とする債権の担保として根抵当権を設定した自宅及び麻雀店の競売開始決定がなされると、債務者は買受けの申出をすることができないにもかかわらず、実質的に同組長が落札しようとして、22年3月、同飲食店経営者の名義で買受けの申出をして、同年4月、裁判所に同飲食店経営者に対する売却許可決定をさせ、公の競売の公正を害した事例（大阪、5月検挙）

山口組傘下組織組員(69)は、実質的に経営していた労働者派遣会社の役員と共謀し、架空の請負代金の支払を受ける予定がある旨の書類を提出して、十分な返済能力があるかのように装い、銀行から融資金を騙し取った事例（北海道、6月検挙）

山口組傘下組織幹部(37)らが、金融機関に対し、給与収入がないのにあるように装って住宅ローン融資を申し込み、融資金を騙し取った事例（富山、10月）

図表2-19 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数の推移

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
融資過程	13	11	12	14	15	12	39	33	45	28
債権回収過程	63	43	38	21	10	6	6	2	9	11
合計	76	55	51	36	25	18	45	35	54	39

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：平成16年、平成17年及び平成18年の合計にはそれぞれ「その他の金融機関の役員による犯罪」1件を含む。

4 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

24年中における暴力団の指定状況は次のとおりである。なお、24年末現在、21団体が指定暴力団として指定されている。

ア 2月3日、松葉会が東京都公安委員会により第7回の指定を受けた。

イ 2月3日、三代目福博会が福岡県公安委員会により第5回の指定を受けた。

ウ 平成23年11月、四代目旭琉会が沖縄旭琉会（平成24年3月29日、「旭琉會」への名称変更官報公示）に吸収され消滅したため、平成24年3月29日、沖縄県公安委員会により、指定を取り消された（**図表3 - 1**）。

(2) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

17年以降、中止命令の発出件数については、減少傾向にあるところ、24年においては、1,823件と前年に比べ241件減少している（**図表3 - 2**）。なお、暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、40,934件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1,332件（前年比86件減）と全体の73.1%を、加入強要・脱退妨害（16条）に対するものが230件（同90件減）と12.6%を占めている（**図表3 - 3**）。

暴力的要求行為（9条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが623件（同100件減）、みかじめ料要求（4号）に対するものが152件（同17件減）、用心棒料等要求（5号）に対するものが387件（同32件増）となっている。また、加入強要・脱退妨害（16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が24件（同3件増）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が194件（同68件減）となっている。

団体別では、山口組に対するものが677件（同118件減）と最も多く、全体の37.1%を占め、次いで住吉会341件（同25件増）、稲川会289件（同38件減）の順となっている（**図表3 - 3**）。

山口組傘下組織組員(27)が、知人女性とホストクラブ経営者とのトラブルに巻き込まれたことに立腹し、同経営者に対し、「お前らの問題で俺は迷惑しているんだ。お前は俺に嘘を言った。どうやってけじめをつけるんだ。いくら出せるんだ。」等と告げて、暴力団の威力を示して、詫び料名目に金品等の贈与をみだりに要求したことから、その要求を継続してはならない旨を命じた事例（静岡、1月）

山口組傘下組織組員(28)が、組から脱退する意思を有する組員に対し、「電話で話すことちゃうやんか。辞めるんやったら辞めるで筋通せや。事務所に来いや。」等と威迫して、脱退を妨害したことから、これを継続してはならない旨を命じた事例（奈良、5月）

住吉会傘下組織組員(45)が、海の家経営者に対し、「地元の者だけど。うちでお茶を買って

ほしい。1箱を2万円で買ってくれ。」等と告げて、暴力団の威力を示して、海の家の日常業務に用いるお茶を購入することを要求したことから、これを要求してはならない旨を命じた事例（千葉、8月）

山口組の威力を示して準暴力的要求行為を行い、5月に中止命令を受けた男(57)が、山口組傘下組織を脱退した男性に対し、知人の債務の肩代わり名目で現金を要求し、「お前、堅気になるんやろ。」「組の者が来るぞ。」等と告げて、山口組の威力を示して、金品等の贈与をみだりに要求したことから、その要求を継続してはならない旨を命じた事例（兵庫、9月）

図表3 - 2 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
中止命令	2,609	2,717	2,668	2,488	2,427	2,270	2,119	2,130	2,064	1,823
再発防止命令	114	161	112	128	110	86	65	85	93	81
防止命令	-	-	-	-	-	3	0	8	5	2
禁止命令	-	-	-	-	-	61	30	8	14	12
事務所使用制限命令	6	0	1(1)	0	0	0	0	0	27(1)	17

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

イ 再発防止命令

15年以降、再発防止命令の発出件数については、減少傾向にあるところ、24年においては、81件と前年に比べて12件減少している（図表3 - 2）。なお、暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、1,650件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが67件（前年比8件減）と全体の82.7%を、加入強要・脱退妨害（16条）に対するものが10件（同4件減）と全体の12.3%を、それぞれ占めている（図表3 - 3）。

暴力的要求行為（9条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが17件（同10件減）、みかじめ料要求（4号）に対するものが11件（同1件減）、用心棒料等要求（5号）に対するものが31件（同7件増）となっている。また、加入強要・脱退妨害（16条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が3件（同2件増）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が7件（同6件減）となっている。

団体別では、山口組に対するものが37件（同2件減）と最も多く、全体の45.7%を占め、次いで稲川会17件（同増減なし）、住吉会12件（同2件増）の順となっている（図表3 - 3）。

極東会傘下組織組員(37)が、ホストクラブ経営者らに対し、「この野郎。女を泣かせやがって。俺が極東会 の人間と知ってんだらう。誠意を見せろよ。」等と暴力団の威力を示して、示談金名目で金品等の贈与を要求したため、中止命令を発出していたものであるが、他の従業員等に対しても同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求

行為をしてはならない旨を命じた事例（警視庁、2月）

山口組傘下組織幹部(68)が、債権者から債権取立ての依頼を受けて報酬を受ける約束をし、債務者に対し、「貸した金をいつ返すんや。この俺が取り立てるからお金を出しいな。」等と告げて、暴力団の威力を示して、債務の履行を要求したため、中止命令を発出していたものであるが、他の債務者に対しても、同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨を命じた事例（大阪、4月）

山口組傘下組織組員(33)が、ヤミ金融で貸した金の利息の回収を行う際、自分のことを暴力団員と知っている男性に対し、「次もよろしくね。ちゃんと返せよ。」等と告げて、暴力団の威力を示して、債務の履行を要求したため、中止命令を発出していたものであるが、他の債務者に対しても、同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨を命じた事例（愛知、10月）

稲川会傘下組織組員(47)が、ぱちんこ店従業員に対し、「俺は の人間で、地元組織は一つしかないから分かるだろう。うちと付き合いをしてほしい。」等と告げて、暴力団の威力を示して、みかじめ料名目で金品等の供与を要求したため、中止命令を発出していたものであるが、他の営業者に対しても、同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨を命じた事例（神奈川、11月）

ウ 防止命令

24年における損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出件数は、2件で前年に比べて3件減少している（**図表3-2**）。同命令は、工藤會に対するものである（**図表3-3**）。

北九州市長及び市民らが北九州市民暴力追放総決起大会において、工藤會本部事務所の撤去を要求したことから、工藤會総裁(65)及び同會会長(56)に対し、1年間、これを不安を覚えさせるような方法で妨害してはならないこと、正当な理由なく市長や市民等に面会を求めたり、電話をかけてはならないこと等を命じた事例（福岡、9月）

エ 禁止命令

24年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は、12件で前年に比べて2件減少している（**図表3-2**）。

団体別では、山口組に対するものが8件、会津小鉄会に対するものが2件、親和会に対するものが1件、九州誠道会に対するものが1件となっている（**図表3-3**）。

九州誠道会と道仁会との間で発生した対立抗争に関して、道仁会傘下組織組員を金属バットで殴打するなどして負傷させた九州誠道会傘下組織組員(33)に対し、九州誠道会の組員から、出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない旨を命じた事例（佐賀、5月）

15年に山口組傘下組織と浅野組傘下組織との間で発生した対立抗争に関して、山口組組長(7

0)らに対し、銃刀法違反等の刑に処せられている山口組傘下組織幹部(59)に対する出所祝い、
放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益の供与をしてはな
らない旨、また、同傘下組織幹部(59)に対し、同組の組員から、出所祝い、放免祝い、慰労金
その他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない旨を命じ
た事例(岡山、10月)

オ 事務所使用制限命令

24年における事務所使用制限命令の発出件数は、17件で前年に比べて10件減少している(図表3
- 2)。

団体別では、道仁会に対するものが11件(前年比6件減)、九州誠道会に対するものが6件(同
4件減)となっている。

道仁会と九州誠道会との対立抗争再燃に伴い、23年に引き続き、24年中も、福岡、佐賀、長崎及
び熊本において、道仁会本部事務所及び同傘下組織事務所9か所、九州誠道会本部事務所及び同傘
下組織事務所5か所のそれぞれの管理者に対し、当該事務所を多数の指定暴力団員の集合の用に供
すること、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用に供することなどの禁止を命じる事務所
使用制限命令を発出して抗争の拡大防止を図っている。

(3) 命令違反事件の検挙状況

24年における命令違反事件の検挙件数は、3件で前年に比べ9件減少している。

縄張内の飲食店経営者に対して暴力団の威力を示して、みかじめ料名目で金品等を要求した稲川
会傘下組織組員(49)に対し、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない
旨の再発防止命令を発出したが、更に同人が内妻を使って他の飲食店の従業員に対して同様の要求
をしたことから、再発防止命令違反として検挙した事例(千葉、5月検挙)

図表3 - 1 指定暴力団一覧表(21団体)

番号	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約13,100人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道17県	約3,700人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府15県	約5,000人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約590人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富永 清	県内	約520人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府	約280人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	県内	約230人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約150人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約70人
10	四代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	森田 文靖	2県	約110人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約720人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	県内	約50人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島 正則	2県	約210人
14	三代目狭道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約140人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約160人
16	八代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	南 與一	府内	約60人
17	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約920人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	府内	約170人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都1道8県	約990人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	4県	約240人
21	九州誠道会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約340人

注：1 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成24年末のものを示している。

2 平成24年末における全暴力団構成員数(約28,800人)に占める指定暴力団構成員数(約27,800人)の比率は96.5%である。

図表 3 - 3 平成24年における中止命令等適用状況

形態別		区分	中止命令	その他の命令
9 条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求行為	2	0
	2号	不当贈与要求行為	623	17
	3号	不当下請等要求行為	7	0
	4号	みかじめ料要求行為	152	11
	5号	用心棒料等要求行為	387	31
	6号	高利債権取立行為	44	6
	7号	不当債権取立行為	5	1
	8号	不当債務免除要求行為	71	1
	9号	不当貸付要求行為	19	0
	10号	不当金融商品取引要求行為	0	0
	11号	不当自己株式買取等要求行為	0	0
	12号	不当預貯金受入要求行為	0	0
	13号	不当地上げ行為	1	0
	14号	競売等妨害行為	0	0
	15号	不当宅地等取引要求行為	0	0
	16号	不当宅地賃借要求行為	0	0
	17号	不当建設工事要求行為	0	0
	18号	不当施設利用要求行為	0	0
	19号	不当示談介入行為	1	0
	20号	因縁をつけての金品等要求行為	20	0
	21号	不当許認可等要求行為	0	0
	22号	不当許認可等排除要求行為	0	0
	23号	不当入札参加要求行為	0	0
	24号	不当入札排除要求行為	0	0
	25号	談合入札要求行為	0	0
	26号	不当公契約排除要求行為	0	0
	27号	不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0
小計			1,332	67
10 条	1項	暴力的要求行為の要求等	-	2
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	244	-
小計			244	2
12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為			-	0
12条の3 準暴力的要求行為の要求等			-	1
12条の5 準暴力的要求行為			4	1
15 条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	-	17
	3項	指定暴力団内部の対立抗争	-	0
小計			-	17
16 条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	24	3
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	194	7
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	12	0
小計			230	10
17条 加入の強要の命令等			-	0
20条 指詰めの強要等			3	0
24条 少年に対する入れ墨の強要等			4	0
29条 事務所における禁止行為			6	-
30条の2 損害賠償請求等の妨害			0	2
30条の5 暴力行為の賞揚等			-	12
30 条の6	1項	用心棒の役務提供等	0	0
	2項	用心棒行為等の要求等	-	0
小計			0	0
30条の9 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為			0	0
30条の11-1項 特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限			-	0
合計			1,823	112

「その他の命令」のうち、15条及び30条の11-1項は事務所使用制限命令、30条の2は防止命令、30条の5は禁止命令、30条の6-1項は再発防止命令及び防止命令で、これら以外は、再発防止命令のことである。

団体別		区分	中止命令	再発防止命令	防止命令	禁止命令
六代目山口組			677	37	0	8
稲川会			289	17	0	0
住吉会			341	12	0	0
五代目工藤會			7	0	2	0
旭琉會			20	0	0	0
四代目旭琉会			1	0	0	0
沖繩旭琉会			0	0	0	0
六代目会津小鉄会			4	0	0	2
五代目共政会			4	0	0	0
七代目合田一家			6	0	0	0
四代目小桜一家			5	0	0	0
四代目浅野組			0	2	0	0
道仁会			13	0	0	0
二代目親和会			1	0	0	1
双愛会			5	1	0	0
三代目俠道会			4	0	0	0
太州会			10	0	0	0
八代目酒梅組			2	0	0	0
極東会			49	2	0	0
二代目東組			34	1	0	0
松葉会			88	3	0	0
三代目福博会			11	3	0	0
九州誠道会			11	0	0	1
指定暴力団構成員以外			241	3	0	0
合計			1,823	81	2	12

「四代目旭琉会」は「沖繩旭琉会」に吸収され消滅。「旭琉會」と名称変更（3月29日官報公示）。その他は現時点における団体の名称としている。

5 改正暴力団対策法の成立及び施行

(1) 成立までの経緯

近年、暴力団による凶悪事件が後を絶たない状況にある。18年以降継続している道仁会と九州誠道会の対立抗争においては、24年12月末までに46件に上る事件が発生して既に13名が殺害されており、この中には入院中の一般市民が暴力団関係者と誤認され射殺された事件も含まれている。

このほか、暴力団等によるとみられる事業者に対する襲撃等事件が相次いで発生しており、22年9月には、愛知県において、暴力団の意に沿わない風俗店に暴力団員がガソリンを撒いて火を付けて従業員3名を殺傷しているほか、23年3月には、福岡県においても、その意に沿わない建設会社と取引関係を有するガス会社の社長宅に手榴弾が投てきされている。23年に発生した暴力団等によるとみられる事業者に対する襲撃等事件は29件、24年は20件と、22年の15件と比較して大幅に増加しており、拳銃、手りゅう弾、火炎瓶といった殺傷力の極めて高い凶器が使用されている。

こうした暴力団情勢を踏まえ、23年から24年にかけて、福岡県等から国家公安委員会に対し、暴対法の抜本的改正や暴力団等犯罪組織に対する有効な捜査手段の導入等を内容とする要望がなされた。

福岡県等の要望や最近の暴力団情勢を踏まえた対策の在り方を検討するため、23年10月、関係学界、法曹界、言論界、関係業界のほか、関係地方公共団体からの有識者合計13名により構成される「暴力団対策に関する有識者会議」が開催された。同会議は、23年10月28日、11月25日及び12月16日の3回開催され、事務局の警察庁から暴力団情勢及び暴対法改正骨子案について説明を行い、これを踏まえた討議が行われた。その結果は、「暴力団対策に関する有識者会議報告書」に取りまとめられ、24年1月5日、警察庁へ提出された。暴対法改正案の骨子については、同報告書において、最近の暴力団情勢を踏まえた必要かつ目的にかなったものであるとして基本的に了承された。

同報告書で指摘された事項を参考としつつ、警察庁において更に検討を重ね、同年2月28日、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案が第180回国会に提出された。同法律案は、6月20日の参議院本会議、7月26日の衆議院本会議でそれぞれ附帯決議を付された上で原案どおり可決、成立し、8月1日に公布された。

(2) 改正法の概要

改正法の概要は以下のとおりである。

第1 市民生活に対する危険を防止するための規定の整備

1 対立抗争による危険を防止するための措置

- (1) 対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争により更に同様の危害が加えられるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、3月以内の期間及び警戒区域を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定することとした。

- (2) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において、当該特定抗争指定暴力団等の事務所の新設等をしてはならないこととした（直罰）。
- (3) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者は、警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はとどまってはならないこととした（直罰）。

2 暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置

- (1) 公安委員会は、暴力的要求行為等が行われた場合において、指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者がこれに関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行ったと認められ、かつ、更に反復して同様の暴力行為が行われるおそれがあると認めるときは、1年を超えない範囲内の期間及び警戒区域を定めて、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定することとした。
- (2) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活等に関して暴力的要求行為等をしたものは、これを処罰することとした。
- (3) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的要求行為を行う目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活等に関して、その相手方に対し、面会の要求等をしてはならないこととした（違反に命令（罰則担保））。
- (4) 公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、(1)の暴力行為に関し多数の指定暴力団員の集合の用等に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者等に対し、3月以内の期間を定めて、当該事務所をこれらの用等に供してはならない旨を命ずることができることとした（罰則担保）。

第2 都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度の導入

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターは、指定暴力団等の事務所の付近住民等で、当該事務所の使用等の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することとした。

第3 暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等

1 暴力的要求行為の規制の強化

- (1) 指定暴力団等の威力を示して次の行為をすることを暴力的要求行為として規制する行為に追加した。
 - ア 金融商品取引業者等に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取

引行為を行うことを要求すること。

イ 銀行等に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金等の受入れをすることを要求すること。

ウ 宅地建物取引業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地の売買等を行うことを要求すること。

エ 宅地建物取引業者以外の者に対し、宅地の売買等をみだりに要求すること。

オ 建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求すること。

カ 暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい施設の管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該施設を利用させることを要求すること。

- (2) 国等が行う公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等の契約又は入札全般をその対象とするとともに、人に対して入札に参加しないこと等のみだりに要求する行為を規制の対象に追加した。

2 準暴力的要求行為の規制の強化

- (1) 指定暴力団員は、人が準暴力的要求行為をすることを助けてはならないこととした（違反に命令（罰則担保））。
- (2) 指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で当該指定暴力団等の指定暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等を準暴力的要求行為が禁止される者に追加した。

3 縄張に係る禁止行為に関する規定の整備

- (1) 指定暴力団員は、縄張内で営業を営む者のために、用心棒の役務を提供すること等をしてはならないこととした（違反に命令（罰則担保））。
- (2) 営業を営む者等は、指定暴力団員に対し、用心棒の役務を提供すること等を要求し、依頼し、又は唆してはならないこととした（違反に命令（罰則担保））。

第4 国及び地方公共団体並びに事業者の責務に関する規定の整備

- 1 国及び地方公共団体は、指定暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならないこととした。
- 2 事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないように努めなければならないこととした。

第5 その他

賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加、罰則の強化等の改正を行った。

(3) 改正法の施行状況

10月30日、改正法は一部を除き施行された（都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度の導入に係る規定については、25年1月30日から施行された。）。

ア 特定抗争指定暴力団等の指定

12月27日、福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の各公安委員会が道仁会及び九州誠道会を特定抗争指定暴力団等として指定した。

イ 特定危険指定暴力団等の指定

12月27日、福岡県及び山口県の各公安委員会が工藤會を特定危険指定暴力団等として指定した。

ウ 改正法により新設された規定による中止命令等の発出

24年においては、改正法により新設された規定による中止命令等の発出はなかった。

6 暴力団排除条例の施行状況等

(1) 条例の制定及び施行

23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例（以下「条例」という。）が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。また、24年においては、1月に佐賀、2月に福岡、4月に長崎、6月に愛知において、それぞれの県の暴力団情勢を踏まえた改正条例が施行されている。

なお、市町村における条例については、23年末までに9県（福岡、三重、滋賀、和歌山、山口、愛媛、高知、大分及び宮崎）内の全市町村で制定されたが、24年においては、青森、秋田、山形、茨城、群馬、千葉、神奈川、富山、石川、福井、岐阜、愛知、奈良、岡山、広島、佐賀、長崎、熊本及び沖縄の19県内の全市町村で制定された。他の都道府県の市町村においても、制定に向けた動きが見られる。

(2) 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。24年における実施件数は、勧告が68件、指導が3件、中止命令が6件、検挙が5件となっている（23年中は勧告が62件、指導が5件、中止命令が2件、検挙が3件）。

ア 勧告事例

会社の役員(43)が、トラブル等を解決してもらうため、共政会傘下組織組員(40)に用心棒料を供与していたことから、同役員と同組員に対し、勧告を実施した事例（広島、1月）

産業廃棄物処理会社の経営者(71)が、暴力団の活動に協力することを目的として、稲川会傘下組織組長(69)に普通乗用自動車を無償で貸与していたことから、同経営者と同組長に対し、勧告を実施した事例（岐阜、2月）

土木造園会社の経営者(70)が、暴力団事務所と知りながら松葉会傘下組織事務所の水道料金を

肩代わりしていたことから、同経営者と同事務所を管理する組長(62)に対し、勧告を実施した事例(茨城、4月)

水道工事会社の経営者(46)が、工事代金の回収やトラブル等を解決してもらうため、山口組傘下組織幹部(43)に用心棒料を供与していたことから、同経営者と同幹部に対し、勧告を実施した事例(神奈川、6月)

飲食店の店長(57)が、山口組傘下組織組長(60)の親睦会であることを知りながら、同親睦会の会場として同店の系列店を利用させていたことから、同店長と同組長に対し、勧告を実施した事例(愛知、10月)

いわゆる「脱法ハーブ」を販売する雑貨店の経営者(33)が、トラブル等を解決してもらうため、稲川会傘下組織幹部(47)に用心棒料を供与していたことから、同経営者と同幹部に対し、勧告を実施した事例(神奈川、12月)

イ 検挙事例

山口組傘下組織幹部(40)が、暴力団排除特別強化地域において、飲食店の店長(26)から用心棒料を受けていたことから、条例違反として、同幹部と同店長を検挙した事例(京都、5月)

7 暴力団排除の推進

(1) 公共部門における暴力団排除

ア 公共事業等からの暴力団排除

警察においては、国や地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

(ア) 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議(18年12月開催)において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

また、第14回犯罪対策閣僚会議(21年12月開催)において、これら2つの排除方策に加え、公共工事以外の公共事業等についても、入札参加者から暴力団員等を除外し、契約書に暴力団排除条項(下請契約、再委託契約等に係るものも含む。)を盛り込むこと(「あらゆる公共事業等からの暴力団排除」)及び関係省庁が民間工事等に関係する業界においても、からまでと同様の取組が講じられるように、引き続き、所要の指導、要請等を行うこと(「民間工事等からの暴力団排除」)を推進することとされた。

9月までに、警察庁とすべての省庁(1府11省1庁)が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築した。

(イ) 地方自治体における取組

暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらの者と社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備している。

通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団構成員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科するという通報報告制度を順次設けている。

12月までに、青森、宮城、山形、千葉、愛知、京都及び大阪の各府県において、府県が行う全ての公共事業等を対象に暴力団排除条項を整備した。これにより、38都道府県において整備が完了した。

(参考)

地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

平成24年12月末現在

	暴力団排除条項		下請・再委託契約		通報報告制度	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
公共工事	47	1,708	47	1,406	42	1,138
測量・建設コンサルタント	47	1,627	47	1,352	42	1,097
役務提供	46	1,364	-	-	38	931
物品・資材調達	47	1,347	-	-	39	885
公有財産売払い	45	1,113	-	-	-	-

自治体の総数 都道府県：47 市区町村：1,742

主な排除事例

建設会社を自然公園法違反で検挙したところ、同社の代表者と山口組傘下組織幹部とが社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明したことから、県等に通報し、公共工事から排除するとともに、産業廃棄物収集運搬業等の許可を取り消した事例（和歌山・三重、1月）

建設会社役員が、稲川会傘下組織に対し、所有するアパートを無償で貸与し、事務所や組員の住居として使用させるなどしていたことが判明したことから、県等に通報し、公共工事から排除した事例（静岡、1月）

建設会社役員を公務執行妨害で検挙したところ、浅野組傘下組織幹部に贈答品を贈ったり、同組の複数の組員らと頻繁に連絡を取り合うなど、社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明したことから、県に通報し、公共工事から排除した事例（岡山、6月）

建設業法違反（許可不正取得）で検挙した建設会社役員が、山口組傘下組織幹部の携帯電話代や自宅の電話代を肩代わりしていたことが判明したことから、府等に通報し、公共工事から排除した事例（大阪、7月）

稲川会傘下組織幹部を利用して工事代金の取り立てを行った建設会社役員らを恐喝未遂で

検挙するとともに、国の機関や都等に通報し、公共工事から排除した事例（警視庁、10月）
2つの建設会社の役員等がそれぞれ工藤会傘下組織幹部であることが判明したことから、
国の機関や県等に通報し、公共工事から排除した事例（福岡、11月）

イ 各種業法による暴力団排除

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項を効果的に活用して、暴力団関係企業の排除を進めている。

なお、3月には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、新たに暴力団排除条項が盛り込まれた。

県からの意見聴取に基づいて産業廃棄物収集運搬業許可の申請業者を調査したところ、代表取締役が元稲川会傘下組織組員と判明したことから、その旨を県に回答し、申請を不許可とした事例（新潟、1月）

県からの意見聴取に基づいて産業廃棄物収集運搬業許可の更新申請者を調査したところ、山口組傘下組織幹部と判明したことから、その旨を県に回答し、許可を取り消した事例（宮崎、2月）

県からの照会に基づいて建設業許可の申請者を調査したところ、松葉会傘下組織組員と判明したことから、その旨を回答し、申請を不許可とした事例（千葉、3月）

ウ その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

【生活保護からの暴力団排除】

山口組傘下組織組員を詐欺事件で逮捕して事件広報したところ、市の福祉事務所が同組員に生活保護を支給していることに気付き、直ちに支給を廃止するとともに、これまでの支給費の返還請求を行った事例（高知、2月）

市の福祉事務所からの照会に基づいて生活保護受給者の男を調査したところ、山口組傘下組織幹部と判明したことから、その旨を回答し、支給を廃止した事例（栃木、3月）

山口組傘下組織組員を窃盗等事件で検挙したところ、生活保護の支給を受けていることが判明したことから、市に通報し、支給を廃止した事例（滋賀、7月）

【公営住宅からの暴力団排除】

市からの照会に基づいて市営住宅入居当選者の男を調査したところ、山口組傘下組織組員と判明したことから、その旨を回答し、市が当選の取消を通知して入居を拒否した事例（2月、香川）

山口組傘下組織組員を暴行事件で検挙したところ、妻名義で公営住宅に居住していることが判明したことから、町と連携して自主退去させた事例（新潟、5月）

山口組傘下組織幹部の妻を貸金業法違反事件で検挙したところ、同人が同幹部と共に県営住宅に居住していることが判明したことから、県と連携して自主退去させた事例（宮崎、10月）

(2) 民間部門における暴力団排除

ア 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会全体による暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（組織としての対応、外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、有事における民事と刑事の法的対応、裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいるところである。

7月、企業指針に基づく取組状況等を把握するため、22年に続いて企業に対するアンケート調査を実施したところ（回答2,885社）、前回調査と比較して、過去5年間に不当要求を受けた経験がある企業の割合が14%から11.7%へ減少し、また、「企業指針を知っていた」とする割合が43.5%から77.4%へ、「被害防止のための取組を行った」とする割合が30.8%から61.5%へと、それぞれ増加した。その一方、大規模企業に比べ、個人事業主や小規模企業の取組が遅れているなどのばらつきもみられたことから、引き続き関係省庁と緊密に連携し、業界団体等への働き掛けを推進していく必要性も認められた。

イ 証券取引における暴力団排除

証券業界においては、18年、証券市場における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、証券保安連絡会を立ち上げた上、21年3月、日本証券業協会が「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受け、さらに22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定するなど、証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に進めている。

警察庁においては、証券業界における暴力団等反社会的勢力排除の取組を支援するため、警察庁のサーバと同協会のサーバを接続し、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者又は口座を保有する者の暴力団構成員等該当性について、同協会又はその会員会社に設置された照会端末を利用した各社からの照会に応じるシステムを構築し、25年1月から運用を開始した。

ウ 金融機関の取引における暴力団排除

全国信用金庫協会においては、企業指針を踏まえ、21年8月以降、融資取引、普通預金取引、定期積金取引、当座勘定取引及び貸金庫取引の約款に暴力団排除条項を導入して各種取引からの暴力団排除を推進しているが、24年3月、信用金庫の会員から暴力団を排除するため、信用金庫定款例に盛り込む暴力団排除条項の参考例を加盟する全国の信用金庫に提示した。

エ 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）は、23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。24年3月には、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体連合会、東京都商店街振興組合連合会の4団体が「東京都中小企業4団体暴力団等排除対策連絡協議会」を発足させており、警視庁と連携を図りながら暴力団排除を推進している。

オ プロスポーツ界における暴力団排除

社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）は、2月、世界各国のプロサッカー界において反社会的勢力（マフィア等）の介入が疑われる八百長事件が多発していることや、各都道府県において暴力団排除条例が施行されたことなどから、暴力団等反社会的勢力の介入阻止に取り組むこととし、一般社団法人日本プロサッカー選手会とともに暴力団等排除宣言を行った。

カ 祭礼・露店からの暴力団排除

警察においては、暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

県内の5地区において、露天商が自主組織「お祭り商業協議会」を設立し、警察と連携して祭礼からの暴力団排除に取り組んでいる事例（山形、5月）

露天商で組織された県の認可法人「兵庫県神農商業協同組合」が、警察と連携して、組合の会員規約に暴力団排除条項を導入するなど、暴力団排除に取り組んでいる事例（兵庫、6月）

祭礼の運営委員会の役員らが、暴力団員であることを知りながら、山口組傘下組織幹部を太鼓台の上に乗せたことが判明したことから、愛媛県暴力団排除条例に基づき、同役員らに勧告した事例（愛媛、12月）

愛媛県暴力団排除条例第18条は、祭礼等の行事主催者等が、みこし等の運行に参加しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これを参加させることを禁止している。

キ その他民間部門における暴力団排除

生命保険協会においては、企業指針を踏まえ、22年11月に「反社会的勢力対応プロジェクトチーム」を設置して以来、警察庁及び金融庁と協議の上、普通保険約款に導入する暴力団排除条項の規定例の策定作業を進めていたところ、23年6月、普通保険約款について、保険契約者、被保険者又は保険金の受取人が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、共生者等である場合には、保険契約を将来に向かって解除することができる旨の暴力団排除条項の導入を決定した。これを受けた加盟会社は、保険契約約款の改定を行い、1月から順次、新約款による契約を開

始している。

(3) 地域・住民による暴力団排除

ア 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴追センター、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求に対して必要な支援を行っている。

暴力団対策法第31条の2（威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任）の規定に基づく損害賠償請求訴訟については、23年7月に愛知県において提起された事件について和解が成立した。

共政会会長らが建設工事のあいさつ料名目に会社役員から現金を喝取した事案について、19年2月、同役員が喝取金の返還を求める訴訟を提起したところ、22年3月、勝訴判決を得た。同会長はこれを不服として上訴したが、控訴、上告が棄却された事例（広島、3月）

山口組傘下組織組員らがヤミ金の借金返済を巡るトラブルから、男性に暴行を加えて傷害を負わせた事件について、23年7月、同男性が実行行為者の組員ら及び所属組織の組長に加え、暴力団対策法第31条の2に基づき、山口組組長に対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、和解が成立して和解金が支払われた事例（愛知、9月）

18年3月、山口組傘下組織幹部らが東京都内のビルの管理会社顧問の男性を刺殺した事件について、24年8月、遺族が実行行為者の組員らに加え、民法第715条等の規定に基づき、実行行為者の所属組織の組長及び山口組組長に対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、和解が成立して和解金が支払われた事例（警視庁、10月）

イ 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、暴追センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

ビルの一室が無断転貸され、山口組傘下組織事務所に使用されていた事案につき、ビルの所有者が建物明渡請求訴訟を提起した結果、和解が成立して事務所が撤去された事例（兵庫、3月）

21年12月、九州誠道会傘下組織事務所の付近住民が事務所使用禁止等請求訴訟を提起したところ、24年4月、事務所使用禁止請求については認容されたものの、事務所に設置された監視カメラ等の撤去請求が棄却されたため、控訴した結果、事務所として使用せず、監視カメラ等を撤去することで和解が成立した事例（長崎、9月）

24年2月、住吉会傘下組織組長らを暴力団排除条例違反（禁止区域内における事務所の新規開設・運営）で検挙し、その後、民暴委員会と連携して建物の所有者に対する支援を行い、所有者が明渡しを求める通知書を組長に発出したところ、これに応じて事務所が撤去された事例

(埼玉、4月)

分譲マンションの一室が合田一家傘下組織事務所として使用されていた事案につき、23年5月、民暴委員会と共に同マンションの管理組合を支援し、区分所有法に基づく使用禁止・競売請求訴訟を所有者の組長に対して提起した。24年2月、1審判決は組合側の請求を全面的に認めたものの、組長がこれを不服として控訴し、控訴審において、部屋を管理組合が買い取ることで和解が成立し、事務所が撤去された事例(福岡、6月)

商店街からの要望を受け、暴追センターが山口組傘下組織事務所に隣接する雑居ビルを購入するとともに、同ビルに警察官の特別警戒所等を設けるなど、警察と暴追センターが連携して暴力団排除の拠点として活用している事例(岐阜、8月)

23年5月、山口組傘下組織事務所の付近住民が提起した事務所使用禁止等請求訴訟において、24年9月、事務所使用禁止請求については認容されたものの、組長の立入禁止等の請求が棄却されたため、控訴した事例(警視庁、10月)

(4) 暴力団排除活動に対する支援

ア 保護対策の強化

23年12月、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保を強化するため、新たに「保護対策実施要綱」を制定し、同要綱に基づき身辺警戒員(略称「PO」(Protection Officer))をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

24年2月、各都道府県警察における保護対策の実質的な総括責任者である保護対策官を招致して「全国保護対策官会議」を開催し、警察庁長官が組織を挙げた保護対策の徹底を改めて指示した。

24年12月までに、全ての都道府県警察において、身辺警戒員の指定が完了した。

イ 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団排除を一層推進するため、23年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とした。

トピックス

県と警察が連携した暴力団への課税対策の推進

福岡県においては、税の公平性を維持するとともに、暴力団の資金的基盤の弱体化を図るため、暴力団への課税対策を推進している。具体的には、暴力団が事務所として使用している不動産物件について、居住用と偽って不正に不動産取得税の軽減措置を受けていないかどうか調査し、不正が判明すれば課税措置を行っている。また、地方税を高額滞納している暴力団員等に対して優先的に財産調査を行

い、徴収強化措置を講じている。

福岡県警察においては、県と相互に連携を図りながら、対策に必要な情報の提供、税務担当の職員が行う現地調査等に対する必要な支援及び協力を行っている。

(5) 暴力団相談の受理状況

15年以降、警察及び暴追センターにおける暴力団相談の受理件数は、減少傾向にあったが、20年から増加傾向に転じ、24年においては、46,351件（前年比5,380件増）となっている。このうち、警察の受理に係るものは22,369件（同2,897件増）、暴追センターの受理に係るものは23,982件（同2,483件増）である（**図表4 - 1**）。

暴追センターが、元暴力団員から「刑務所を出所したが、行くところもなく野宿している状態である。助けて欲しい。」旨の相談を受理し、緊急宿泊施設を紹介した上、他県の暴追センターと連携して就労支援を行った事例（京都、6月）

暴追センターが「暴力団員から仕事上の不正事実に関して因縁をつけられている。」旨の相談を受理し、速やかに警察へ引き継ぎ、警察において強要未遂で極東会傘下組織組員を検挙した事例（新潟、9月）

図表4 - 1 暴力団相談の受理件数

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
相談受理件数	40,012	38,516	35,156	36,172	33,944	34,616	35,127	36,870	40,971	46,351
うち警察	23,202	21,217	18,461	18,191	15,893	16,371	16,186	17,035	19,472	22,369
うちセンター	16,810	17,299	16,695	17,981	18,051	18,245	18,941	19,835	21,499	23,982

(6) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況

24年中、警察及び暴追センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員の数については、約600人（前年比約90人減）となっている（**図表4 - 2**）。

暴力団組織からの離脱及び社会復帰に向けた支援を強化するため、新たに「高知県暴力団離脱・社会復帰対策協議会」を設立し、関係機関の連携強化を図った事例（高知、2月）

図表4 - 2 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
離脱者	580	590	580	500	650	780	660	630	690	600

(7) 都道府県暴力追放運動推進センターによる公益法人制度改革への対応

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）等が公布されたことに伴い、

各都道府県暴追センターは、公益財団法人への移行を進めていたが、24年4月1日をもって、全ての都道府県暴追センターにおいて移行が完了した。

8 東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除等の対策

東日本大震災における復旧・復興事業等には、官民間わず、長期にわたり多額の資金が投入されることから、暴力団等が各種事業に介入して、違法行為を敢行したり、暴力団としての活動資金を獲得するおそれがある。

これまで実際に、暴力団員が、仮設住宅工事から排除されたことに因縁を付け損害金を脅し取ろうとした恐喝未遂事件、派遣が禁止されている建設業務に労働者を派遣した労働者派遣事業法違反事件、緊急小口融資を騙し取った詐欺事件等が発生している。

警察においては、関係県警察等が参加する暴力団排除対策推進会議の開催等により、連携や情報の共有を図りながら、暴力団等の動向把握や取締りを徹底するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、各種事業への暴力団等の介入を阻止するための対策を推進している。

24年における対策は、以下のとおりである。

(1) 警察庁における対応状況

- ア 3月、警察庁、東北管区警察局及び被災3県警察等による暴力団排除対策推進会議を開催した。
- イ 5月、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染等事業からの暴力団排除の徹底を指示した。
- ウ 6月、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が行う支援事業からの暴力団排除の枠組みを構築した。
- エ 11月、国土交通省等と連携して、建設事業者に対し復旧・復興事業等からの暴力団排除等を呼びかけるリーフレット「復旧・復興工事の適正な施工の確保に向けて」を作成した。

(2) 被災3県警察における対応状況

- ア 3月、福島県警察において、放射性物質除染等事業からの暴力団排除を徹底するための協議会を設立した。
- イ 8月までに、宮城県警察において、県内8地区における災害廃棄物処理事業からの暴力団排除を徹底するための協議会を設立した。
- ウ 8月までに、岩手県警察において、県内4地区における災害廃棄物処理事業からの暴力団排除を徹底するための協議会を設立した。
- エ 9月、福島県警察において、福島第一原子力発電所復旧工事から暴力団排除を徹底するための現地連絡会を設立した。

(3) 復旧・復興事業に関連した犯罪の取締り状況

24年における東日本大震災の復旧・復興事業に関連した暴力団犯罪の検挙件数は、19件（前年比2件

増)である。

暴力団が、被災者を対象とした貸付制度を悪用して貸付金を詐取したり、被災地の復旧・復興工事に労働者を違法に派遣するなど、震災の復旧・復興事業に介入している実態がうかがえる。

山口組傘下組織幹部(42)が、東日本大震災の発生を受けて貸付要件が緩和された県社会福祉協議会の貸付制度を悪用し、貸付金を騙し取った事例(岩手、1月検挙)

住吉会傘下組織幹部(33)が、労働者を東京電力福島第一原子力発電所における災害復興工事現場に派遣し、分電盤設置等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例(福島、5月検挙)

山口組傘下組織組長(46)らが、東日本大震災の被災地に対する支援活動を装った街頭募金活動を行い、通行人から現金を騙し取った事例(和歌山、7月検挙)

住吉会傘下組織幹部(40)が、厚生労働大臣の許可を受けないで、24年11月、福島県内における除草等の放射能除染作業等に労働者を従事させた事例(山形、25年1月検挙)